

# 学 科 目 履 修 規 程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、学則第8条、第9条、第10条及び第23条の規定に基づき、授業科目の履修に必要な事項を定める。

## (卒業認定基準)

第2条 卒業に必要な基準は、本校に1年または2年以上在学し、次に定める単位を含め学則第8条に規定する授業科目の区分ごとに医療情報管理科87単位、医療情報管理専攻科39単位、介護福祉科91単位、こども科83単位以上を修得することとする。

2 授業科目及び単位数、時間数は、別表のとおりとする。

## (進級査定基準)

第3条 進級に必要な基準は、その学年中に完了する授業科目の全ての単位を修得することとする。

## (原級留置)

第4条 進級及び卒業の条件を満たさない者は、3月31日を期限として原級にとどまるものとする。

2 原級に留まった場合、単位の修得に関わる事項は、進級又は卒業判定会議の定めによる。

## (単位基準)

第5条 各授業科目の単位数は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基本とし、当該授業の方法、教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15～30時間をもって1単位とする。

(2) 実習及び実技については、30～45時間をもって1単位とする。

## (評価・単位の認定)

第6条 授業科目の履修は、学則第5条ならびに第6条の規定に基づき、それぞれの年次、学期または2期以上にわたって受講することを原則とする。

2 学習の評価は各期に行い、2期以上にわたって受講する科目については、算術平均をもって科目の評価とする。(算術平均の小数位は、四捨五入する。)

3 一つの授業科目を履修した者に対しては、試験のうえ合格者に単位を与えるものとする。

4 試験の成績は、次の標語と評点をもって評価する。

(1) 優 100点より80点まで 合格

(2) 良 79点より70点まで 合格

(3) 可 69点より60点まで 合格

(4) 不可 59点以下 不合格

5 客観的な指標については、履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する。

## (試 験)

第7条 試験は、科目修得試験のほか、必要に応じてこれを行うことがある。

2 試験の方法は、筆答・口答及びレポート等とする。

- 3 科目修得試験の答案は、原則として返却しない。
- 4 科目修得試験についての詳細は別に定める。

(受験資格)

第8条 次の各号に該当する場合には、試験を受けることができない。

- (1) 各授業科目の所定授業数の3分の1(実習については5分の1)以上欠席したとき
  - (2) 授業料、その他納入金未納のとき
  - (3) 学則その他の規則に違反し、懲戒をうけているとき
- 2 受験資格に関し、必要がある場合は、別に定める。

(追試験)

第9条 疾病その他のやむを得ない事情のため試験を受けることができなかった者に対しては本人の願い出により、関係学科で諮ったうえ追試験を行うことがある。

- 2 この場合、追試験受験願に受診を証明する物又は診断書、やむを得ない事情を証明できる物を添付し、具体的に理由を記入し、原則、保証人連署のうえ提出しなければならない。
- 3 追試験の期日は、その都度、関係学科が決定する。

(再試験)

第10条 不合格の科目については、本人の願い出により関係学科で諮ったうえ、再試験を行うことがある。

- 2 再試験の期日は、その都度、関係学科が決定する。
- 3 原則として再々試験は行わない。
- 4 再試験料は、1科目につき1,000円とし、既納の再試験料は返還しない。
- 5 再試験の合格者の成績は60点とする。

(受講)

第11条 科目を履修するには、その科目の講義(各種実習の授業を含む)を受講しなければならない。

- 2 病気その他やむを得ない事由により欠席しようとする場合は、あらかじめ「欠席等届」を教務に届け出なければならない。
- 3 遅刻または早退が1科目につき3回に及ぶときは、1校時欠課したものとみなす。
- 4 受講についての詳細は別に定める。

(実習)

第12条 実習施設は、行状や適性等を考慮して指定する。

- 2 実習期間中、実習態度不良と認められたとき、正当な理由なく引き続き無断で欠席したとき、秩序を乱し学生の本分に反する行為があると認められたときは、学校長はその者に実習停止を命ずることがある。また、正当な理由がなく命令に従わない場合は、退学を命ずることがある。
- 3 実習に関し、必要な事項は別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、昭和 62 年 11 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 17 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 19 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 20 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 21 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 22 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 23 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。